

「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」

に関する会長声明

- 1 現在、厚生労働省は「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、社会福祉住居施設（無料低額宿泊事業）の対象範囲や、社会福祉住居施設の設備、人員、運営に関する基準の在り方等について有識者からの意見聴取を実施している。
- 2 厚生労働省の資料によれば、2018年（平成30年）12月17日開催予定の第2回の検討会では、社会福祉住居施設の居住面積等について議論される予定となっている。

言うまでもなく、良質な住まいの確保は基本的人権の問題である。住まいがなければ就学も就業もままならず、一般の社会生活から排除されることになる。また仮に住まいがあるとしても、それが安心して寛ぎ休むことのできる場所でなければ、仕事や学業に対する活力も奪われ、人間らしい生活を送ることもままならなくなる。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）は、低額所得者等に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものであるところ、同法により提供される住宅は、耐震性を有すること、住戸の床面積が25㎡以上であること（ただし共同居住型住宅の場合には、専用居室を9㎡以上確保すること、住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上であることなど）、台所や食事室、トイレ、浴室等を適切に設けることが求められている。

これに比べ、無料低額宿泊所に関する現行ガイドライン（2015年（平成27年）改定）では、居室は原則として個室とする点は良いとしても、居室の面積は7.43㎡（4畳半相当）と相当狭く、さらには例外として1人当たり4.95㎡（3畳相当）と、すなわち相部屋でも3畳確保すれば許容されるなど、住宅セーフティネット法の基準と比較すると明らかに低水準である。また厚生労働省の資料によれば、ガイドライン改定以前から事業を実施していた施設等について、ガイドラインの居室面積すら満たしていない施設や、多人数居室、一つの居室をベニヤ板等で区切ったいわゆる「簡易個室」も一定数存在することを容認するかのようである。

しかし、言うまでもなくこのような住環境では人間らしく生活することはほぼ不可能であり、個人の人格や尊厳を著しく損なわしめるものである。もとより無料低額宿泊所に入所する方々は住む場所もなく困窮にあえぎ、やむなく入所せざるを得ない場合が多く、いわばそういう方々の窮状に乗じて、設備やサービスに比して著しく高額な利用料を徴収するという貧困ビジネスがこれまでまかり通ってきたのであり、それを容認するとすれば、決して許されない。

- 3 この検討会は、学識者の他はいずれも施設運営者が構成員を務めており、事業の運営に対する規制のあり方を検討する上で、中立的、且つ費用面で利害相反する利用者の立場に純粹によりそう議論ができるのか、疑問なしとは言えない点が危惧さ

れる。社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士で構成される協会としては、利用者が健康で文化的な生活を送ることのできる権利を侵害するような意見が検討会で集約されないよう、間断なく注視していく所存である。

以上

2018年（平成30年）11月20日

千葉県弁護士会
会長 拝 師 徳 彦